よくある質問（全体）

|  |
| --- |
| 問１　Ａ利用者への３号の認定証を持っている。Ｂ利用者への喀痰吸引が必要になった。実地研修を行うだけでよいか。 |

答１　まず、基本研修を受講した３号の登録研修機関に、研修の申込をしてください。基本研修は省略できますが、研修の申込や支払いは必要です。そこで、研修機関に研修計画等を確認してもらってから、実地研修となります。実地研修終了後、必要書類を登録研修機関に送付し、研修修了書を発行してもらいます。それから京都府に認定証の申請をしてください。

|  |
| --- |
| 問２　経過措置としてＡ利用者への喀痰吸引の認定証を持っている。Ｂ利用者への喀痰吸引が必要になった。 |

答２　経過措置はＢ利用者へは適用されません。３号研修を基本研修から受講することが必要です。

|  |
| --- |
| 問３　経過措置としてＡ利用者への喀痰吸引の認定証を持っている。Ａ利用者への経管栄養が必要になった。 |

答３　３号研修を基本研修から受講することが必要です。

|  |
| --- |
| 問４　Ａ利用者への喀痰吸引の３号の認定証を持っている。Ｂ利用者への喀痰吸引が必要になった。同じ喀痰吸引なので研修は不要か。 |

答４　３号の認定証は、特定の利用者の特定の行為に対してのみ有効です。認定証には、対象者の氏名と実施できる行為が記載されています。Ｂ利用者に対しては、研修が必要です。ただし、基本研修はすでに受講されているので、実地研修のみとなります。３号の登録研修機関にお申し込みください。

|  |
| --- |
| 問５　Ａ利用者への喀痰吸引の３号の認定証を持っている。Ａ利用者への胃ろうが必要になった。同じ利用者なので研修は不要か。 |

問５　３号の認定証は、特定の利用者の特定の行為に対してのみ有効です。認定証には、対象者の氏名と実施できる行為が記載されています。胃ろうに対しては、研修が必要です。ただし、基本研修はすでに受講されているので、実地研修のみとなります。３号の登録研修機関にお申し込みください。

|  |
| --- |
| 問６　特別養護老人ホームでの経過措置として認定証を持っている。訪問介護事業所に異動になったが、認定証は有効か。 |

答６　特別養護老人ホームでの経過措置は、不特定多数の者に対するものであり、居宅サービスでも有効です。

|  |
| --- |
| 問７　１号２号研修の基本研修を受講したが、実地研修前に訪問介護事業所に異動になった。３号研修の実地研修をすることで、３号の研修終了とならないか。 |

答７　１号２号研修と３号研修は、法律上別のものと定められています。３号研修の実地研修を行うのであれば、基本研修も３号研修のものを受講することが必要です。平成２７年４月より、１種類の行為でも２号研修を修了とすることができるようになりましたので、２号の実地研修を修了されることをおすすめします。

|  |
| --- |
| 問８　退院後すぐ、喀痰吸引が必要だが、入院中に実地研修をしてよいか。 |

答８　医療機関での実地研修はできません。外泊時に自宅で行ってください。

|  |
| --- |
| 問９　訪問介護事業所なので、研修の指導看護師がいない。どうしたらよいか。 |

答９　利用者をよく知っている訪問看護ステーションにお願いすることをおすすめします。もし、訪問看護ステーションに指導看護師がおられなくても、３号研修の指導看護師には、テキストとＤＶＤの自己学習で、なることができます。ただし、准看護師は指導看護師になれません。

|  |
| --- |
| 問１０　訪問介護員が、２号研修を受講しており、実地研修が必要になった。訪問看護ステーションの看護師に実地研修の指導看護師になってもらえるか。 |

問１０　訪問看護ステーション勤務であることは問題ありませんが、その看護師が１号２号研修の指導者養成研修を受講している必要があります。１号２号の指導看護師は、自己学習ではなれません。

|  |
| --- |
| 問１１　指導看護師になるには、登録が必要か。 |

答１１　京都府への登録は不要です。１号２号研修の指導看護師になるには、指導者養成研修を受講している必要があります。指導者養成研修終了後、修了書を発行しています。３号の指導看護師はテキストとＤＶＤの自己学習でなることができますので、修了書はありません。

|  |
| --- |
| 問１２　認定証取得のための、実地研修を行うにあたって、京都府への登録が必要か。 |

答１２　１号、２号、３号の登録研修機関に研修申込をして、認定証取得のための実地研修を行うのに、京都府への事前申請や登録は不要です。登録研修機関との契約になります。詳細は登録研修機関にお問い合わせください。

しかし、実地研修を行うには、医療機関との連携や役割分担、緊急時の対応、関係書類の整備等、事業所登録を行うのと、同レベルの要件を整えていただく必要があります。

　　研修終了後、業務として実施する際には京都府へ「登録特定行為事業者」の登録が必要です。研修開始時、京都府への登録は不要ですが、登録ができるだけの体制を整えてから研修を行って下さい。

|  |
| --- |
| 問１３　介護職員の研修を、基本研修から自法人で行いたい。 |

答１３　登録研修機関としての登録が必要です。

|  |
| --- |
| 問１４　看護師だが、訪問介護員として勤務している。喀痰吸引等を行うのに、研修を受講する必要があるか。 |

答１４　研修の受講は不要です。ただし、訪問介護員として勤務している看護師は、介護職員としての扱いになりますので、事業所登録が必要です。事業所登録の従事者名簿に記載いただき、添付書類として、認定証ではなく看護師免許証のコピーを添付してください。

|  |
| --- |
| 問１５　訪問介護員が、喀痰吸引の研修を終了した。このあと、どんな手続きが必要か。 |

答１５　訪問介護員は京都府への認定証の新規申請の手続きが必要です。事業所は、京都府への事業所登録申請が必要です。

|  |
| --- |
| 問１６　事業所登録をしており、３号の認定証を持った訪問介護員が、Ａ利用者に喀痰吸引を実施している。今回、Ａ利用者に胃ろうが必要になり、訪問介護員が胃ろうの実地研修を受けた。このあと、どんな手続きが必要か。 |

答１６　訪問介護員は、同一の対象者への行為の追加になりますので、認定証の変更届が必要です。事業所は、実地する行為（胃ろう）の追加になりますので、登録追加申請が必要です。

|  |
| --- |
| 問１７　事業所登録をしており、数名の訪問介護員が、喀痰吸引等を実施している。今回、採用した新たな訪問介護員も、３号研修を受けた。このあと、どんな手続きが必要か。 |

答１７　新たな訪問介護員は、認定証の新規申請が必要です。事業所は、従事者の追加になりますので、変更登録届が必要になります。

|  |
| --- |
| 問１８　認定証は研修修了日から有効か。 |

答１８　認定日は、研修修了日ではありません。京都府に申請があり、書類の不備を修正できた日が認定日になります。不備がなければ、京都府に書類が届いた日になりますので、利用者の退院等でお急ぎの場合は、お問い合わせください。

|  |
| --- |
| 問１９　事業所登録には申請からどのくらいかかるか。 |

答１９　京都府に申請があり、書類の不備を修正できた日が登録日になります。不備がなければ、京都府に書類が届いた日になりますので、利用者の退院等でお急ぎの場合は、お問い合わせください。

|  |
| --- |
| 問２０　認定証申請と事業所登録と同時申請できるか。もしくは、先に事業所登録の申請ができるか。 |

答２０　申請は可能です。ただし、事業所の登録日は、認定証の認定日以降になります。

|  |
| --- |
| 問２１　「登録特定行為事業者」と「登録喀痰吸引等事業者」はどう違うのか。 |

答２１　「認定証」を持った介護職員に喀痰吸引等業務をさせる事業所を、「登録特定行為事業者」といいます。実地研修を修了した介護福祉士に喀痰吸引等業務をさせる事業所は、「登録喀痰吸引等事業者」といいます。京都府では、平成２９年４月以降「登録特定行為事業者」と「登録喀痰吸引等事業者」両方の申請が可能となっています。

|  |
| --- |
| 問２２　どちらかだけの申請は可能か。 |

答２２　不可能ではありませんが、例えば、「登録特定行為事業者」のみ登録していて、介護福祉士を雇用した場合は、再度「登録喀痰吸引等事業者」の新規指定が必要になります。現時点で介護福祉士がおられなくても、「登録喀痰吸引等事業者」の登録は可能ですので、基本は同時申請としています。

|  |
| --- |
| 問２３　支援学校なのだが、「登録喀痰吸引等事業者」の申請が必要か。 |

答２３　喀痰吸引等を行うのが３号研修の認定証を持った教員のみであり、介護福祉士の雇用が学校として全く予定もないのであれば、「登録特定行為事業者」の登録のみでよいです。

|  |
| --- |
| 問２４　「登録喀痰吸引等事業者」の申請（登録）をしたら、実地研修をしないといけないのか。 |

答２４　「喀痰吸引等行為のうち介護福祉士に行わせようとするものについて、当該介護福祉士が実地研修を修了していない場合には、その介護福祉士に対して実地研修を行うこと」と定められております。

介護福祉士がまだ実地研修をしていない行為について、その行為を必要とする利用者がいて、その介護福祉士に行わせようとする場合のみ、研修を行うことになります。　そのような状況でなければ、実地研修をすることはありません。ただし、登録にあたっては、必要時には研修を実施する体制が必要です。

|  |
| --- |
| 問２５　医師も看護師もいない小さな事業所で、研修体制が取れないが、登録できるか。 |

答２５　研修の一部を、他法人（喀痰吸引等事業者に限る）へ依頼することや、研修時のみ指導看護師の派遣を依頼することも可能です。ただし、事業所として責任もった体制を整えて、申請して下さい。

|  |
| --- |
| 問２６　すでに他事業所で実地研修を修了している介護福祉士を雇用し、自事業所では介護福祉士の実地研修をしないつもりだが、「登録喀痰吸引等事業者」の登録ができるか。 |

答２６　すでに実地研修を修了している場合は、貴事業所での実地研修は不要です。また、実地研修を修了していない行為があっても、その行為をその介護福祉士が行わない場合は、実地研修は不要です。ですので、貴事業所で実地研修を全く行わないことはありえます。ただし、登録にあたっては、必要時には研修を実施する体制が必要です。

|  |
| --- |
| 問２７　事業所登録にあたり、研修委員会が必要か。 |

答２７　名称は自由ですが、医師と看護師を含む複数の関係者による研修実施や修得程度の審査、研修事務に係る事業所の体制作りが必要です。医師や看護師の配置がない事業所は、他事業所の医師や看護師との連携での体制作りでも可能です。また、複数の事業所の協同での実施も可能です。事業所の規模によっていろいろな方法での体制作りは可能ですが、実地研修の実施にあたっては、必ず利用者の安全を確保し、適正な審査で評価を行って下さい。国の定める要綱はもちろん、京都府が作成した実地研修の指針も熟読してください。

|  |
| --- |
| 問２８　研修器材はすべて揃えないといけないか。 |

答２８　例えば、吸引の行為のみを登録しているのであれば、経管栄養用具一式は不要です。しかし、心肺蘇生訓練用器材一式は必要です。レンタルでも、複数の事業所で共有でもかまいません。ただし、実地研修終了後の介護福祉士なども、手技を確認したりできるよう設置しないといけません。

|  |
| --- |
| 問２９　基本研修や医療的ケアを行っていない介護福祉士（ＥＰＡ介護福祉士や、医療的ケアの導入前に受験資格を得た福祉高校卒業生など）も、国家試験に合格すれば、実地研修のみでよいのか。 |

答２９　「登録喀痰吸引等事業者」では研修できません。登録研修機関にお申し込み下さい。

登録研修機関を介さず、就業先の「登録喀痰吸引等事業者」で研修を実施できるのは、介護福祉士の中でも、基本研修や医療的ケアを修了した者だけです。「登録喀痰吸引等事業者」は、基本研修や医療的ケア研修を受講したことを、養成機関の証明書など書面で確実に確認してください。

|  |
| --- |
| 問３０　介護福祉士に、「登録喀痰吸引等事業者」として実地研修をした後はどうすればよいか。 |

答３０　「登録喀痰吸引等事業者」は、実地研修についての指針（指導看護師用）を参考に、実地研修修了証を事業所の責任で発行して下さい。介護福祉士は公益法人財団社会福祉振興・試験センターへ、実地研修を修了した行為の介護福祉士登録証への付記を申請して下さい。

　　　　また、京都府へ研修の実施結果を報告して下さい。